

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第45号

四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

四日市市建築基準法等関係手数料条例（平成19年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額) 第3条 (略) 2及び3 (略) 4 <u>長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく許可の申請に対する審査に係る手数料は、別表第6のとおりとする。</u>	(長期優良住宅普及促進法の規定に基づく手数料の種類及び額) 第3条 (略) 2及び3 (略)

改正後				
別表第6（第3条第1項及び第4項関係）				
種類				額
長期優良住宅普及促進法第5条第1項、第2項又は第5項の規定に基づく長期優良住宅建築	新築基準	当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号、以下「住宅品質確保法」という。）に規定される登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）により長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅	戸建	<u>13,500円</u>
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>4,900円</u>
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>4,100円</u>
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>2,700円</u>
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>2,200円</u>
			住棟の総戸数が51以下	<u>1,600円</u>

等計画の 認定申請 に対する 審査手数料	品確法第6条の2第3項に 規定する確認書の交付を受 けたものである場合又は長 期優良住宅促進法第6条第 1項第1号に掲げる基準に 適合した住宅品確法第6条 の2第4項に規定する住宅 性能評価書の交付を受けた ものである場合	上100以下のもの		
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>1,400円</u>	
		住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>1,200円</u>	
		住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>1,000円</u>	
	その他の場合	戸建	<u>50,900円</u>	
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>24,000円</u>	
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>19,200円</u>	
		住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>15,100円</u>	
		住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>13,600円</u>	
		住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	11,600円	
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>10,800円</u>	
		住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>10,300円</u>	
	増 改 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住 宅性能評価機関により長期 優良住宅普及促進法第6条 第1項第1号に掲げる基準 に適合した住宅品確法第6	戸建	<u>20,300円</u>
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>7,400円</u>
住棟の総戸数が6以上 10以下のもの			<u>6,100円</u>	

		<u>条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合</u>	住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>4,100円</u>
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>3,300円</u>
			住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>2,500円</u>
			住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>2,100円</u>
			住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>1,800円</u>
			住棟の総戸数が301以上のもの	<u>1,500円</u>
			その他の場合	戸建
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>36,000円</u>	
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>28,800円</u>	
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>22,700円</u>	
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>20,400円</u>	
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>17,500円</u>	
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>16,200円</u>	
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>15,400円</u>	
住棟の総戸数が301以上のもの	<u>14,200円</u>			
長期優良住宅普及	新築	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>長期</u>	戸建	<u>10,500円</u>
			住棟の総戸数が5以下	<u>3,900円</u>

促進法第 5条第3 項又は第 4項の規 定に基づ く長期優 良住宅建 築等計画 の認定申 請に対す る審査手 数料（分譲 事業者単 独作成）	基 準	<u>優良住宅普及促進法第6条</u> <u>第1項第1号に掲げる基準</u> <u>に適合した住宅品確法第6</u> <u>条の2第3項に規定する確</u> <u>認書の交付を受けたもので</u> <u>ある場合又は長期優良住宅</u> <u>促進法第6条第1項第1号</u> <u>に掲げる基準に適合した住</u> <u>宅品確法第6条の2第4項</u> <u>に規定する住宅性能評価書</u> <u>の交付を受けたものである</u> <u>場合</u>	（戸建を除く。）のもの 住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>3,300円</u>
		住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>2,100円</u>	
		住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>1,800円</u>	
		住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	<u>1,400円</u>	
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>1,200円</u>	
		住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>1,000円</u>	
		住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>800円</u>	
		その他の場合	戸建	<u>47,900円</u>
	住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	<u>23,000円</u>		
	住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>18,400円</u>		
	住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>14,500円</u>		
	住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>13,200円</u>		
	住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	<u>11,400円</u>		
	住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>10,500円</u>		
	住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>10,100円</u>		
住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>9,200円</u>			

		以上のもの	
増 改 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合</u>	戸建	<u>15,800円</u>
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>5,900円</u>
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>5,000円</u>
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	<u>3,200円</u>
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	<u>2,700円</u>
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	<u>2,100円</u>
		住棟の総戸数が101以上 200以下のもの	<u>1,800円</u>
		住棟の総戸数が201以上 300以下のもの	<u>1,500円</u>
		住棟の総戸数が301以上 のもの	<u>1,200円</u>
	その他の場合	戸建	<u>71,900円</u>
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>34,500円</u>
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>27,600円</u>
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	<u>21,800円</u>
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	<u>19,800円</u>
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	<u>17,100円</u>
住棟の総戸数が101以上 200以下のもの		<u>15,800円</u>	

			住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>15,100円</u>	
			住棟の総戸数が301以上のもの	<u>13,900円</u>	
長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく	新築基準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合又は長期優良住宅促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合</u>	戸建	<u>7,300円</u>	
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>2,500円</u>	
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>2,100円</u>	
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>1,300円</u>	
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>1,100円</u>	
			住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>800円</u>	
			住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>700円</u>	
			住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>600円</u>	
			住棟の総戸数が301以上のもの	<u>500円</u>	
			その他の場合	戸建	<u>26,000円</u>
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>12,100円</u>	
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>9,600円</u>	
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>7,600円</u>	
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>6,800円</u>	
住棟の総戸数が51以	<u>5,800円</u>				

認定を受けていないものを除く。)		上100以下のもの		
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>5,400円</u>	
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>5,100円</u>	
		住棟の総戸数が301以上のもの	<u>4,700円</u>	
	増 改 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合</u>	戸建	<u>10,700円</u>
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>3,800円</u>
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>3,100円</u>
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	2,000円
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>1,600円</u>
			住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>1,200円</u>
			住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>1,000円</u>
			住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>900円</u>
			住棟の総戸数が301以上のもの	<u>700円</u>
			その他の場合	戸建
住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>18,100円</u>			
住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>14,400円</u>			
住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>11,400円</u>			

		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>10,200円</u>
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>8,700円</u>
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>8,100円</u>
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>7,700円</u>
		住棟の総戸数が301以上のもの	<u>7,100円</u>
<u>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更（長期使用構造等以外）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を</u>	<u>新築基準</u>	戸建	<u>7,300円</u>
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>2,500円</u>
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>2,100円</u>
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>1,300円</u>
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>1,100円</u>
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>800円</u>
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>700円</u>
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>600円</u>
	住棟の総戸数が301以上のもの	<u>500円</u>	
		<u>増改築基準</u>	戸建
住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>3,800円</u>		
住棟の総戸数が6以上	<u>3,100円</u>		

<u>受けたも</u> <u>ので、同法</u> <u>第9条第</u> <u>1項又は</u> <u>第3項の</u> <u>規定に基</u> <u>づく認定</u> <u>を受けて</u> <u>いないも</u> <u>のを除</u> <u>く。)</u>			<u>10以下のもの</u>	
			<u>住棟の総戸数が11以</u> <u>上25以下のもの</u>	<u>2,000円</u>
			<u>住棟の総戸数が26以</u> <u>上50以下のもの</u>	<u>1,600円</u>
			<u>住棟の総戸数が51以</u> <u>上100以下のもの</u>	<u>1,200円</u>
			<u>住棟の総戸数が101</u> <u>以上200以下のもの</u>	<u>1,000円</u>
			<u>住棟の総戸数が201</u> <u>以上300以下のもの</u>	<u>900円</u>
			<u>住棟の総戸数が301</u> <u>以上のもの</u>	<u>700円</u>
	<u>長期優良</u> <u>住宅普及</u> <u>促進法第</u> <u>8条第1</u> <u>項の規定</u> <u>に基づく</u> <u>長期優良</u> <u>住宅建築</u> <u>等計画の</u> <u>変更(長期</u> <u>使用構造</u> <u>等)の認定</u> <u>申請に対</u> <u>する審査</u> <u>手数料(同</u> <u>法第5条</u> <u>第3項又</u>	<u>新</u> <u>築</u> <u>基</u> <u>準</u>	<u>当該認定申請の前に、登録住</u> <u>宅性能評価機関により長期</u> <u>優良住宅普及促進法第6条</u> <u>第1項第1号に掲げる基準</u> <u>に適合した住宅品確法第6</u> <u>条の2第3項に規定する確</u> <u>認書の交付を受けたもので</u> <u>ある場合又は長期優良住宅</u> <u>促進法第6条第1項第1号</u> <u>に掲げる基準に適合した住</u> <u>宅品確法第6条の2第4項</u> <u>に規定する住宅性能評価書</u> <u>の交付を受けたものである</u> <u>場合</u>	<u>戸建</u>
<u>住棟の総戸数が5以下</u> <u>(戸建を除く。)のもの</u>				<u>2,000円</u>
<u>住棟の総戸数が6以上</u> <u>10以下のもの</u>				<u>1,700円</u>
<u>住棟の総戸数が11以</u> <u>上25以下のもの</u>				<u>1,000円</u>
<u>住棟の総戸数が26以</u> <u>上50以下のもの</u>				<u>900円</u>
<u>住棟の総戸数が51以</u> <u>上100以下のもの</u>				<u>700円</u>
<u>住棟の総戸数が101</u> <u>以上200以下のもの</u>				<u>600円</u>
<u>住棟の総戸数が201</u> <u>以上300以下のもの</u>				<u>500円</u>
<u>住棟の総戸数が301</u> <u>以上のもの</u>				<u>400円</u>

<p>は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。)</p>	<p>その他の場合</p>	戸建	24,400円
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	11,600円
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	9,200円
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	7,300円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	6,600円
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	5,700円
		住棟の総戸数が101以上 200以下のもの	5,200円
		住棟の総戸数が201以上 300以下のもの	5,000円
		住棟の総戸数が301以上 のもの	4,600円
		<p>増改築基準</p>	<p>当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により<u>長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合</u></p>
住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	3,000円		
住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	2,500円		
住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	1,600円		
住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	1,300円		
住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	1,000円		
住棟の総戸数が101以上 200以下のもの	900円		

		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>700円</u>
		住棟の総戸数が301以上のもの	<u>600円</u>
	その他の場合	戸建	<u>36,400円</u>
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>17,300円</u>
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>13,800円</u>
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>10,900円</u>
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>9,900円</u>
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>8,500円</u>
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>7,900円</u>
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>7,500円</u>
		住棟の総戸数が301以上のもの	<u>6,900円</u>
<u>長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の</u>	<u>新築基準</u>	戸建	<u>5,800円</u>
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>2,000円</u>
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>1,700円</u>
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>1,000円</u>
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>900円</u>

<u>変更（長期使用構造等以外）の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）</u>		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	700円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	600円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	500円
		住棟の総戸数が301以上のもの	400円
		戸建	8,400円
	増改築基準	住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	3,000円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,500円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,600円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,000円
長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規	新築基準	住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
		戸建	6,000円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	2,000円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	1,500円
		住棟の総戸数が11以上	1,000円

定に基づ く長期優 良住宅建 築等計画 の変更の 認定申請 に対する 審査手 料（譲受人 決定時）		上 2 5 以下のもの		
		住棟の総戸数が 2 6 以 上 5 0 以下のもの	<u>800円</u>	
		住棟の総戸数が 5 1 以 上 1 0 0 以下のもの	<u>500円</u>	
		住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	<u>500円</u>	
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	<u>400円</u>	
		住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	<u>300円</u>	
	増改築基準	戸建		<u>8,000円</u>
		住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの		<u>2,600円</u>
		住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの		<u>2,000円</u>
		住棟の総戸数が 1 1 以 上 2 5 以下のもの		<u>1,400円</u>
住棟の総戸数が 2 6 以 上 5 0 以下のもの			<u>1,000円</u>	
住棟の総戸数が 5 1 以 上 1 0 0 以下のもの			<u>700円</u>	
住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの			<u>600円</u>	
住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの			<u>500円</u>	
住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの			<u>400円</u>	
長期優良 住宅普及	戸建		<u>3,000円</u>	
	住棟の総戸数が 5 以下		<u>1,000円</u>	

促進法第 10条の 規定に基 づく計画 の認定を 受けた者 が有して いた計画 の認定に 基づく地 位を承継 する場合 における 地位の承 継の承認 申請に対 する審査 手数料	(戸建を除く。)のもの	
	住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>800円</u>
	住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>400円</u>
	住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>400円</u>
	住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	<u>300円</u>
	住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>200円</u>
	住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>200円</u>
	住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>100円</u>
長期優良住宅普及促進法第18条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査手数料		<u>160,000円</u>
備考 (略)		

改正前				
別表第6 (第3条第1項関係)				
種類				額
長期優良 住宅普及 促進法第 5条第1 項及び第 2項の規	新 築 基 準	当該認定申請の前に、住宅の 品質確保の促進等に関する 法律(平成11年法律第81 号)に規定される登録住宅性 能評価機関(以下「登録住宅 性能評価機関」という。)に	戸建	<u>6,700円</u>
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>2,700円</u>
			住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>2,400円</u>

定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査手数料	より長期優良住宅普及促進法第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に適合していると認められている場合	住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円
		住棟の総戸数が301以上のもの	600円
		当該認定申請の前に、同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	戸建
	住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	12,700円	
	住棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,200円	
	住棟の総戸数が11以上25以下のもの	7,700円	
	住棟の総戸数が26以上50以下のもの	6,600円	
	住棟の総戸数が51以上100以下のもの	5,000円	
	住棟の総戸数が101以上200以下のもの	4,600円	
	住棟の総戸数が201以上300以下のもの	4,200円	
	住棟の総戸数が301以上のもの	3,800円	
	その他の場合	戸建	50,600円
		住棟の総戸数が5以下	23,800円

		(戸建を除く。)のもの	
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>19,000円</u>
		住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>15,000円</u>
		住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>13,500円</u>
		住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	11,600円
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>10,700円</u>
		住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>10,200円</u>
		住棟の総戸数が301 以上のもの	9,400円
増 改 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住 宅性能評価機関により <u>同法</u> <u>第6条第1項第1号、第2号</u> <u>及び第4号に掲げる基準に</u> <u>適合していると認められて</u> <u>いる場合</u>	戸建	<u>10,100円</u>
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>4,000円</u>
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>3,600円</u>
		住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>2,000円</u>
		住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>1,900円</u>
		住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	<u>1,600円</u>
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>1,300円</u>
		住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>1,100円</u>
		住棟の総戸数が301	<u>900円</u>

			以上のもの	
		その他の場合	戸建	<u>75,900円</u>
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>35,700円</u>
			住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>28,600円</u>
			住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	<u>22,600円</u>
			住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	<u>20,200円</u>
			住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	<u>17,400円</u>
			住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>16,100円</u>
			住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>15,300円</u>
			住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>14,100円</u>
長期優良 住宅普及 促進法第 5条第3 項の規定 に基づく 長期優良 住宅建築 等計画の 認定申請 に対する 審査手 料(分譲事	新 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住 宅性能評価機関により <u>同法</u> <u>第6条第1項第1号、第2号</u> <u>及び第5号に掲げる基準に</u> <u>適合していると認められて</u> <u>いる場合</u>	戸建	<u>6,700円</u>
			住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>2,700円</u>
			住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>2,400円</u>
			住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	<u>1,300円</u>
			住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	<u>1,200円</u>
			住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	<u>1,100円</u>
			住棟の総戸数が101	<u>900円</u>

業者単独 作成)		以上 2 0 0 以下のもの		
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	<u>700円</u>	
		住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	<u>600円</u>	
	<u>当該認定申請の前に、同法第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる 基準に適合した住宅の品質 確保の促進等に関する法律 第 6 条第 1 項に規定する設 計住宅性能評価書の交付を 受けたものである場合</u>	戸建		<u>10,500円</u>
		住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの		<u>10,500円</u>
		住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの		<u>8,500円</u>
		住棟の総戸数が 1 1 以 上 2 5 以下のもの		<u>6,300円</u>
		住棟の総戸数が 2 6 以 上 5 0 以下のもの		<u>5,700円</u>
		住棟の総戸数が 5 1 以 上 1 0 0 以下のもの		<u>4,500円</u>
		住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの		<u>4,100円</u>
		住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの		<u>3,700円</u>
		住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの		<u>3,300円</u>
		その他の場合	戸建	
	住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの			<u>21,600円</u>
	住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの			<u>17,400円</u>
	住棟の総戸数が 1 1 以 上 2 5 以下のもの			<u>13,700円</u>
	住棟の総戸数が 2 6 以 上 5 0 以下のもの			<u>12,600円</u>

		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>11,000円</u>
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>10,200円</u>
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>9,700円</u>
		住棟の総戸数が301以上のもの	<u>8,900円</u>
増 改 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号</u> に掲げる基準に適合していると認められている場合	戸建	<u>10,100円</u>
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	<u>4,000円</u>
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	<u>3,600円</u>
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	<u>2,000円</u>
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	<u>1,900円</u>
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	<u>1,600円</u>
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	<u>1,300円</u>
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	<u>1,100円</u>
		住棟の総戸数が301以上のもの	<u>900円</u>
		その他の場合	戸建
	住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの		<u>32,400円</u>
	住棟の総戸数が6以上10以下のもの		<u>26,100円</u>
	住棟の総戸数が11以		<u>20,600円</u>

			上 2 5 以下のもの	
			住棟の総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	<u>18,900円</u>
			住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	<u>16,500円</u>
			住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	<u>15,300円</u>
			住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	<u>14,600円</u>
			住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	<u>13,400円</u>
長期優良住宅普及促進法第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（同法第 5 条第 3 項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第	新築基準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>同法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号</u> に掲げる基準に <u>適合していると認められている場合</u>	戸建	<u>6,700円</u>
			住棟の総戸数が 5 以下（戸建を除く。）のもの	<u>2,700円</u>
			住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	<u>2,400円</u>
			住棟の総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	1,300円
			住棟の総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	<u>1,200円</u>
			住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	<u>1,100円</u>
			住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	<u>900円</u>
			住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	<u>700円</u>
			住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	<u>600円</u>
			住棟の総戸数が 5 以下（戸建を除く。）のもの	<u>7,700円</u>

9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)	確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	住棟の総戸数が6以上10以下のもの	6,300円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	4,500円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	3,900円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	3,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	2,700円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	2,400円
		住棟の総戸数が301以上のもの	2,200円
		その他の場合	戸建
	住棟の総戸数が5以下(戸建を除く。)のもの	13,200円	
	住棟の総戸数が6以上10以下のもの	10,700円	
	住棟の総戸数が11以上25以下のもの	8,200円	
	住棟の総戸数が26以上50以下のもの	7,400円	
	住棟の総戸数が51以上100以下のもの	6,300円	
	住棟の総戸数が101以上200以下のもの	5,800円	
	住棟の総戸数が201以上300以下のもの	5,400円	
住棟の総戸数が301以上のもの	5,000円		

増 改 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>同法第6条第1項第1号、第2号及び第4号</u> に掲げる基準に <u>適合していると認められている場合</u>	戸建	<u>10,100円</u>
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>4,000円</u>
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>3,600円</u>
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	2,000円
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	<u>1,900円</u>
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	<u>1,600円</u>
		住棟の総戸数が101以上 200以下のもの	<u>1,300円</u>
		住棟の総戸数が201以上 300以下のもの	<u>1,100円</u>
		住棟の総戸数が301以上 のもの	<u>900円</u>
	その他の場合	戸建	<u>43,000円</u>
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>19,900円</u>
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>16,100円</u>
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	<u>12,300円</u>
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	<u>11,100円</u>
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	<u>9,500円</u>
		住棟の総戸数が101以上 200以下のもの	<u>8,700円</u>
		住棟の総戸数が201以上 のもの	<u>8,200円</u>

			以上300以下のもの		
			住棟の総戸数が301以上のもの	7,500円	
長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請に対する審査手数料（同法第5条第3項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）	新築基準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号</u> に掲げる基準に <u>適合していると認められている場合</u>	戸建	6,700円	
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	2,700円	
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	2,400円	
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	1,300円	
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	1,200円	
			住棟の総戸数が51以上100以下のもの	1,100円	
			住棟の総戸数が101以上200以下のもの	900円	
			住棟の総戸数が201以上300以下のもの	700円	
			住棟の総戸数が301以上のもの	600円	
			当該認定申請の前に、 <u>同法第6条第1項第1号</u> に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	戸建	8,600円
			住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	6,600円	
			住棟の総戸数が6以上10以下のもの	5,400円	
			住棟の総戸数が11以上25以下のもの	3,800円	
			住棟の総戸数が26以上50以下のもの	3,400円	
			住棟の総戸数が51以上100以下のもの	2,800円	

		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	2,500円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	2,200円
		住棟の総戸数が301以上のもの	1,900円
	その他の場合	戸建	25,300円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	12,100円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	9,900円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	7,500円
		住棟の総戸数が26以上50以下のもの	6,900円
		住棟の総戸数が51以上100以下のもの	6,000円
		住棟の総戸数が101以上200以下のもの	5,500円
		住棟の総戸数が201以上300以下のもの	5,200円
		住棟の総戸数が301以上のもの	4,700円
増 改 築 基 準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により <u>同法第6条第1項第1号、第2号及び第5号</u> に掲げる基準に <u>適合していると認められている既存住宅の場合</u>	戸建	10,100円
		住棟の総戸数が5以下（戸建を除く。）のもの	4,000円
		住棟の総戸数が6以上10以下のもの	3,600円
		住棟の総戸数が11以上25以下のもの	2,000円
		住棟の総戸数が26以	1,900円

			上 5 0 以下のもの	
			住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	<u>1,600円</u>
			住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	<u>1,300円</u>
			住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	<u>1,100円</u>
			住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	<u>900円</u>
		その他の場合	戸建	<u>37,900円</u>
			住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの	<u>18,200円</u>
			住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	<u>14,800円</u>
			住棟の総戸数が 1 1 以上 2 5 以下のもの	<u>11,300円</u>
			住棟の総戸数が 2 6 以上 5 0 以下のもの	<u>10,400円</u>
			住棟の総戸数が 5 1 以上 1 0 0 以下のもの	<u>9,100円</u>
			住棟の総戸数が 1 0 1 以上 2 0 0 以下のもの	<u>8,300円</u>
			住棟の総戸数が 2 0 1 以上 3 0 0 以下のもの	<u>7,900円</u>
			住棟の総戸数が 3 0 1 以上のもの	<u>7,100円</u>
長期優良住宅普及促進法第 9 条第 1 項の規定	新築基準	当該認定申請の前に、登録住宅性能評価機関により同法第 8 条第 2 項の規定により準用する同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる基準に適合	戸建	<u>6,700円</u>
			住棟の総戸数が 5 以下 (戸建を除く。)のもの	<u>2,700円</u>
			住棟の総戸数が 6 以上 1 0 以下のもの	<u>2,400円</u>

に基づく 長期優良 住宅建築 等計画の 変更の認 定申請に 対する審 査手数料 （譲受人 決定時）	<u>していると認められている 場合</u>	住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>1,300円</u>	
		住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>1,200円</u>	
		住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	<u>1,100円</u>	
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>900円</u>	
		住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>700円</u>	
		住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>600円</u>	
		<u>その他の場合</u>	戸建	<u>13,500円</u>
			住棟の総戸数が5以下 （戸建を除く。）のもの	<u>4,900円</u>
			住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>4,000円</u>
			住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>2,700円</u>
	住棟の総戸数が26以 上50以下のもの		<u>2,100円</u>	
	住棟の総戸数が51以 上100以下のもの		<u>1,600円</u>	
	住棟の総戸数が101 以上200以下のもの		<u>1,400円</u>	
	住棟の総戸数が201 以上300以下のもの		<u>1,200円</u>	
	住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>1,000円</u>		
	増 改	当該認定申請の前に、登録住 宅性能評価機関により同法	戸建	<u>10,100円</u>
		住棟の総戸数が5以下	<u>4,000円</u>	

築 基 準	第8条第2項の規定により 準用する同法第6条第1項 第4号に掲げる基準に適合 していると認められている 場合	(戸建を除く。)のもの	
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>3,600円</u>
		住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>2,000円</u>
		住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>1,900円</u>
		住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	<u>1,600円</u>
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>1,300円</u>
		住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>1,100円</u>
		住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>900円</u>
	その他の場合	戸建	<u>20,200円</u>
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>7,400円</u>
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>6,100円</u>
		住棟の総戸数が11以 上25以下のもの	<u>4,000円</u>
		住棟の総戸数が26以 上50以下のもの	<u>3,200円</u>
		住棟の総戸数が51以 上100以下のもの	<u>2,500円</u>
		住棟の総戸数が101 以上200以下のもの	<u>2,100円</u>
住棟の総戸数が201 以上300以下のもの	<u>1,800円</u>		
住棟の総戸数が301 以上のもの	<u>1,500円</u>		

		以上のもの	
長期優良住宅普及促進法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者が有していた計画の認定に基づく地位を承継する場合における地位の承継の承認申請に対する審査手数料		戸建	<u>6,700円</u>
		住棟の総戸数が5以下 (戸建を除く。)のもの	<u>2,700円</u>
		住棟の総戸数が6以上 10以下のもの	<u>2,400円</u>
		住棟の総戸数が11以上 25以下のもの	<u>1,300円</u>
		住棟の総戸数が26以上 50以下のもの	<u>1,200円</u>
		住棟の総戸数が51以上 100以下のもの	<u>1,100円</u>
		住棟の総戸数が101以上 200以下のもの	<u>900円</u>
		住棟の総戸数が201以上 300以下のもの	<u>700円</u>
	住棟の総戸数が301以上 以上のもの	<u>600円</u>	
備考 (略)			

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(都市整備部建築指導課)